

第二十講 神の義(四) 第三章二十五節、六節の研究 (六月十二日)

律法を離れて今神の義は顯はれた、即ちキリストを信ずる者に神は其の義を賜ふ、そは人は皆罪を犯したる故自ら義たる能はざれば、只神の恩恵を受け功なくして(價なくして、たまもの賚賜として)義とせらる、これキリストの贖罪に依るのである、——かくパウロは二十四節までに於て説いた、茲に於て一の問題は生起さざるを得ない、何の故に贖罪の必要ありしか、贖罪なくも罪の赦免は可有なる如く思はるゝに、殊更に贖罪てふ手續きを要したる理由如何と、この問題が提出せられしと考へ、そして其答として、二十五節、六節を見る事が出来る、即ち此兩節は贖罪の意味、必要、理由等を説いたものである、換言すれば、贖罪の内面的觀察である。

邦譯聖書には此兩節を譯して「神は其血によりてイエスを立てて信ずる者の挽回の祭物とし給へり、そは神忍びて既往の罪を寛容にし給ひし事に就きて今其義を彰はさん爲、即ちキリストを信ずる者を義とし尚自ら義たらんが爲めなり」と記してゐる、今之を意譯して左の如くにする事が出来る。

神はイエスを立てゝ有めの供物となし給へり(是れ信仰に由りて受けらるべきもの、其血を以て提供せられしものなり)……

是れ一には神が忍耐の中に既往の罪を見逃し給ひし事につきて其義を彰はさんため、二には今の時に其義を彰はさん爲なり。

是れ神自から義たり、而して同時に亦イエスを信ずる者を義とせんがためなり。

實に此兩節は羅馬書中最重要的の句と言ふべきである、詳細は他日に譲り茲には大意を述ぶるに止め度い。

古來如何程多くの人が此兩節に就て考へた事であらう、古來聖書學者にして此兩節について詳解を試みた人の數は算へ難い、まして平信徒にして之について幾度か思ひをこらし、或は疑ひ或は信じ、或は喜び或は悲しみし人の數は如何ほど多くあつた事であらう、之れは決して平易な箇處ではない、難かしと言へば慥かにむづかしい、併しながら聖書は萬人の靈魂の爲に書かれた書である故、又神の教を説き記したものである故、其中の難かしき所と雖も其主眼點は普通の平信徒に解し得られる、ただ主要ならぬ部分には解し難き所あり、種々の解釋ありて孰れを採るべきか定め難い所がある、しかしそれは如何に定まつても全體の上に差したる影響はない、此兩節の如きも此意味に於て其大意は明である、但し之は福音を信ずる者について云ふたのである、信ぜざる者に取つては之は到底不可解の謎である、故に福音を信じない者に之を解き明かすことは到底不可能である、同時に信者にして之を解し得ざるは大なる耻辱である、之を解し得ざる者は信仰の道に於ては乳兒である、何となれば此兩節は實に福音の根本を説きしものであるからである。

この兩節を見るに説き方は二十四節同様頗る簡潔である、二十四節が十二字より成ることは前講に於て述べたが、更に二十五節を見るに二十三字より成り、二十六節は二十六字より成つてゐる（冠詞を教へなければ此數は尚ほ減ずる）、大眞理——福音の眞髓——を説述せしものとしては甚だ簡潔である、即ちこれ眞理の結晶體を並べただけのものであつて、その個々の結晶體については何等の解説をも加へて居ないのである、即ち之は眞理の提示であつて其説明ではない、故に讀む者は之に説明を加へて讀むより外に道はないのである。

前説せし通り此兩節は廿四節に出でし「贖ひ」の説明である、そして其中先づ明瞭なることは左の三事である。

一、神はイエスを以て罪人の爲の挽回の供物となし給ひしこと。

二、神は今までは寛大であつたが、今は愈よ其義を顯はすに至りしこと。

三、そして右の目的は信ずる者を義とすると共に又神御自身が義たらん爲であること。

委細の點は別として此の三つだけは此兩節を讀みて直ちに了知し得る事である、かく先づ明かな事を先に認めて置くことは全體を理解する上に大に役立つのである。

次に上掲せし此兩節の意譯の大意を述べ度い、この全體を卽坐に了得することは多くの人に取つては多分困難であると思ふ、かゝる人は先づ其始と終だけに注意を向けるを便とする、即ち「神はイエスを立てゝ宥めの供物となし給へり」と云ふ最初の句について先づ考へ、次ぎに最後の「是れ神自ら義たり而して同時に亦イエスを信ずる者を義とせんが爲なり」の句について考へるのである、この二つの意味が分り、そして其聯絡が分れば其中間の語の意味も畧^はぼ分つてくるのである。

「神はイエスを立てゝ宥めの供へ物となし給へり」とは何を意味する語であらうか、「宥め」とは誰が誰を宥めることを意味するのであるか、神が人を宥める事を意味するのでないことは明かである、何となれば之を此世の親子の關係に於て見るとき、子が惡を爲して而かも怒りし場合親より子を宥めるといふ事は出来ないからである（甚だしく愚かな親でなくしては斯かる無思慮の事は決して爲さぬ）、神と人の間に距離が出来たからとて、而もそれは人の罪に根原を置くものであれば、到底神より人を宥めると云ふ事の有りうる筈はない。

然らば人より神を宥めるのであるに相違ない、然らば神は宥められて初めて人の罪を赦すものであるか、もし此宥めが無いとすれば神は永久に人を赦し得ないのか、然る時は神を以て愛の神と稱し得やうか、宥められて初めて赦す如き神は惨虐なる暴王の如きものでないか、宥めの供物などではなくとも自由に人の罪を赦し、義ならざる人を義とし得てこそ神は愛の神である、然るに宥めを要するとは何故かと疑問は強く起らざるを得ない、され古來多くの優秀なる基督者が主の十字架を「宥めの供物」として見たるは事實である、ルーテル然り、カルビン然り、クロムエル然り、ミルトン然り、バンヤン然り、その他彼等と所信を等しうせし者は無数である、彼等は一様にキリストの十字架なくば罪の赦免ある筈なしと信じたのである。

此事について茲に少しく考へてみ度い、子が親に對して罪を犯したる場合に子が謝罪したとて親は直に赦すべきものであらうか、此際親が直ちに、そして易々と赦したならば子は其れに甘へて其後は平氣で罪を犯すことになる、即ち一言謝罪しさへすれば必ず赦さるゝと子が親の心を讀むに至る時は、子は平氣で罪を犯しそして悔いることなくして唯口先で謝罪することになるであらう、もし此際親は子の罪のために大なる苦しみを受け、此苦みありて後ち初めて赦し得ると云ふことであれば、子は我罪の恐しきを悟りて眞の悔改を爲し以後は決して罪を犯さじとの決心を起すに相違ない、然らば親は愛の爲に却て輕々しく子を赦すことは出来ない、子のために計る親としては子の益々惡に沈むやうな道を取ることは出来ない、子が再び惡に陥らぬやうな道を取るは親としては當然の事である、これ云ふまでもない事である。

之を國家の事に於て見るも、凡ての犯罪者を唯悔いたと云ふ一事のみで赦したならば如何、彼等は益々安んじ

て惡をなし、そして其度毎に口先の悔改をして済ますであらう、かくては國家の秩序は失せ惡人橫行の世と化すること當然である、茲に殺人者ありしとせよ、彼は犯行の後ち多分悔ゆるであらう、しかし悔いたと云ふ一事のみを以て直ちに此殺人者を赦したならば、其結果は如何、主權者の威嚴は失せ、國法の權威は落ち、犯罪は全國に充ちて、國を擧げて無秩序の状態に陥るであらう、のみならず斯く易々と赦さるゝ事は犯罪者彼自身にとつて大なる不幸である、かくては到底眞の改悛は起らない、そして更に惡を重ねることに成り易い、茲に是非とも刑罰の必要がある、これ彼の眞の改悛のために必要である、否殺人者にして眞に改悛したならば其犯せし罪の恐しさに慄ふるへて寧ろ自ら死を願ひ、以て其犯行の申譯まうしわけをすると共に國法の固く維持せられんことを飽あくまで望むこと必定である。

神は輕々しく罪ある者を赦し得ない、彼もし罪人を無條件にて赦すならば彼の威嚴は失せ、彼の公義の權威は落ち、彼の宇宙の秩序は破るゝに至る、即ち神は神ならぬものとなつて了しまふのである、神の威嚴は是非とも保たれねばならぬ、彼の公義の權威は是非とも保たれねばならぬ、彼の宇宙の秩序は是非とも保たれねばならぬ、神は是非とも神でなくてはならぬ、故に「罰」は是非ともなくてはならぬ、公義は是非とも維持せられねばならぬ、公義は嚴として立つ、神と雖も公義を宇宙の外に排逐し去ることは出来ない、故に公義は神をさへ束縛するのである、彼は公義を自から立てゝ其公義に縛らるゝのである、恰も一國の主權者が自から憲法を立てゝ此憲法に縛らるゝ如きものである、此公義ある以上神はたゞ罪を赦すことを得ない、罰は當然伴はねばならぬ、換言すれば神は義を以て人の罪を赦す外はない、加「しめのみならず」之輕々しく罪の赦さるゝ事は罪人自身にとつて不幸である、彼は此

のために罪を輕視し、安んじて罪を犯すに至り、益々罪の樂みに耽るに至る惡結果を生む、されば神は罪人を唯赦すことは出来ない、これは神が神たるため、公義維持のため、又罪人自身のために極て必要なることである。

神は罪人を赦さんと欲す、併し罰なしには赦し得られない、もし罪人に對して正當なる罰を以て臨まんか人類は誰一人として亡滅の悲運を免がるゝを得ない、併し乍ら是れ神の人に對する愛の忍びがたき處である、義の爲には罰せねばならぬ、愛の爲には赦し度しと思ふ、減ぼすべきか生かすべきか、永遠の死か永遠の生か、永遠の否定か永遠の肯定か、永遠の暗黒か永遠の光明か、永遠の呪詛か永遠の祝福か、永遠の悲哀か永遠の歡喜か、永遠の絶望か永遠の希望か……孰れを選ぶべきか事は頗る至難である、一を亶ぶ時は他を棄てねばならぬ、一を棄てゝのみ初めて他を選ぶことが出来る、義を立てんか愛を行はんか、この相納れぬ二つを一に納めることは、恰も火と水とを抱いて兩者の共に全きを計る類であるこれ人には到底出来ぬことである、然るに「人の爲し得ざる所は神の爲し得るところ」(ルカ十八の二七)である、神は「その生み給へる獨子」を世に遣はし、彼を十字架につけ、彼にありて人類の凡ての罪を永へに處分し、以て人の罪の赦さるゝ道を開き、我等彼を信ずる者は彼にありて罪を罰せられ、彼にありて義とせられ、彼にありて復活し得るに至つたのである、げに人の思ひに過ぐる偉大なる智慧よ！ あゝ神の智と識の富は深いかな、彼はこの至難なる疑問を其獨子の降世と受難とを以て見事に解き給ふたのである、ために義も立ち又愛も行はる、罪は罰せられ、そして赦さる、人は亡ぼされそして又永へに生くる、人はキリストにありて永遠に亡ぼされ、そしてキリストにありて永遠に生くるのである。

此事を認めし上に於て上掲の意譯の最後の句なる「是神自ら義たり、而して同時に亦イエスを信ずる者を義と

せんが爲なり」に對する時は其意味は明瞭となる、即ち神はイエスを立てゝ宥めの供物となし給ふた、彼を十字架につけて以て彼にありて人を罰すると共に又人を義とした、即ち彼は自己の義を顯はして人類を罰すると共に、人類の罪を赦して之を義とする道を開き給ふた、罰すると赦すと、罪に定むると義とすると、二つの事をキリストの十字架を以て同時に行つた、即ち「神自から義たり、同時にイエスを信ずる者を義とせんが爲め」である、自己の義を顯揚すると共に又人を義とするのである、併し何故に「人類全體」と云はずして只「イエスを信ずる者」と限つたのか、勿論原理としては萬人が十字架に於て義とせられた、しかし原理は個々の場合に適用せられて初めて其値を生ずる、即ちキリストを信ずる個々の人が事實上義とせらるゝのである、即ち罪を悔いて神に服歸し、主イエスキリストに信從するに至つてのみ人は初めて神に義とせられるのである、信仰に依てのみこの特殊の義——即ち義ならざるに受くる義——を我有とするを得るのである。

されば主の十字架は天地の隔てを除く唯一の道である、十字架は地に立つて其頂きは天の高きにまで届いて居るのである、十字架あるが故に神は自由に人を赦し、人を義とし得るに至る、そして人は罪の消除のために神より我を隔つるものを除かれて、恐怖を去り、憚らずして思恵の座に上り得るに至る、即ち神と人との間の隔離は十字架を以て除かれたのである、其ために神と人とは公々然として近づき得るに至つたのである、げに罪は怖しきものである、之れありては神と人とは離れざらんとするも能はない、此罪が消除せられてのみ神と人の間に平和は生れる、そして人は其罪が神の獨子の死に値するほど重大なるものなるを知りて以後は罪を犯さざらん（つと）と力むるに至る、恩恵に狎れず却て平和と希望と光明との與ふる歡喜の故に感恩の献物を捧ぐる生涯を送らんとする

に至る、げに祝すべきは主の十字架なるかな。

今や人は往々にして言ふ、神は愛なる故に悔改する者は直ちに赦さる、何等十字架の贖罪を要さないと、併し此種の言は唯尤もらしき理窟であると云ふに止まつて、何等活ける生命の事實に觸れぬものである、かゝる淺き理屈を以てせる安心の如きは口舌の遊戲たる類であるに過ぎない、人の罪とは洵に底深きものである、そのためには是非とも贖ひがなくてはならぬ、これ神の公義の求むる所又人類の本能性の要求する所である、キリストの贖罪あるが故に神は自ら義たり得、又同時にキリストを信ずる者を義とし得るのである、「神はイエスを立てゝ宥めの供物となし給へり」と、深いかな貴いかな、此事！

以上の如く二十五節、六節の始と終を知る時は其間に挿まれし一觀念の意味は自づから明かとなるのである、「是れ一には神の忍耐の中に既往すかししかたの罪を見逃し給ひし事につきて其義を彰はさんため」である、キリスト以前の人類の間にも神の刑罰は或程度まで行はれて居た、併し其罰は其罪に比すればいと軽くあつた、もし神が人類に向つて其罪に相當する罰を以てするならば即坐に全人類の滅亡あるのみであつた、然るに此事なくて罰は軽く、恩恵は重くあつた、然るに神を知らざる彼等は神の此寛恕を悟らずして、罪を以て死に當る如き恐るべき者とは思はずして益々之に耽るの有様を呈した、今日人が神の罰なる語を聞くも深く意に留めざるは即ち此精神と等しきものである、乍併「かしながら」これ此上なき大謬想「びやうそく」である、罪の價は死である、罪ある所死は必ずあるべきである、然らば何故人類は早く既に滅亡せざりしぞ、答へて曰ふ是れ神の寛恕に依ると、即ち「忍耐の中に既往の罪を見逃し給」ふたのである、そして此寛恕は他の道を以て人類を罰せんとし給ひつゝありしたためである、即ち時來るや彼

は其獨子を人の形を以て降し其十字架の死を以て人類の深罪を處分し給ふたのである、即ち「其義を彰はさんため」ある。

また「今の時に其義を彰はさんため」である、愈々時來つてキリストの降世となり其十字架の死となつて茲に神の義が彰はされたのである、故に人は皆唯キリストを信ずる信仰のみに依て義とせられて生くるに至つたのである、かくて義と愛とが共存するを得た、神は十字架の故を以て罰し且赦し、滅し且救ひ得るのである、義の範圍に於て憐みを施すは父なる神の明かなる特徴である。

以上の如く救は専ら神に由り人に由らぬ、信仰に依り行に依らぬ、實に絶大なる恩恵である、故に人には一も誇る所はない、これパウロが二十七節に於て「然らば誇る所安^{いづ}にあるや、有ることなし」と斷言し、以下これを敷衍して説きし所以である、行を以て義とせらるゝならば義とせられし人は誇り得よう、併し誰人と雖も行では義とせられず只信仰の故に義を賜ふのであれば人は毫も誇り得ないのである。

第二十講 神の義（四） 第三章二十五節、六節の研究 現代語訳

律法を離れて今、神の義が現れた。つまり、キリストを信じる者に神はその義を与える。なぜなら、人はみな罪を犯したため、自分自身で義となることはできないので、ただ神の恵みを受け、功績なく（代価なしに、贈り物として）義とされるからである。これはキリストの贖罪によるものである。——このようにパウロは二十四節

までに説明した。ここにおいて、一つの問題が生じざるを得ない。なぜ贖罪の必要があるのか。贖罪がなくても罪の赦免は可能であるように思われるのに、わざわざ贖罪という手続きを必要とした理由は何か、という問題が提出されたと考え、そしてその答えとして、二十五節、二十六節を見ることが出来る。つまり、この両節は贖罪の意味、必要、理由などを説明したものである。言い換えれば、贖罪の内面的な観察である。

邦訳聖書にはこの両節を翻訳して、「神はこの方を、信仰によって受け入れるべき、血による宥めのささげ物として公に示されました。ご自分の義を明らかにされるためです。神は忍耐をもって、これまで犯されてきた罪を見逃してこられたのです。すなわち、ご自分が義であり、イエスを信じる者を義と認める方であることを示すため、今この時に、ご自身の義を明らかにされたのです」と記されている。今これを意識して、次のようにすることが出来る。

神はイエスを立てて宥めの供物とされた（これは信仰によって受け入れられるべきもの、その血によって提供されたものである）……

これは一つには、神が忍耐の中でこれまでの罪を見逃されたことについて、その義を現すためであり、二つには、今の時にその義を現すためである。

これは神ご自身が義であり、そして同時にまた、イエスを信じる者を義とするためである。

実にこの両節はローマ書の中で最も重要な文と言わなければならない。詳しい内容は後日に譲り、ここでは大意を述べるにとどめたい。

古くからどれほど多くの人がこの両節について考えたことであろう。古くから聖書学者でこの両節について詳細な解説を試みた人の数は数えきれない。まして一般の信徒でこれについて幾度も思いをめぐらせ、あるいは疑いあるいは信じ、あるいは喜びあるいは悲しんだ人の数はどれほど多かったことであろう。これは決して平易な箇所ではない。難しいと言えば確かに難しい。しかしながら、聖書はすべての人の魂のために書かれた書物であるため、また神の教えを説明し記録したものであるため、その中の難しい所であっても、その主眼点は普通の一般の信徒に理解できる。ただ主要ではない部分には理解したい所があり、さまざまな解釈があつてどれを採用すべきか決めがたい所がある。しかしそれはどのように決まっても、全体の上に大した影響はない。この両節のようなものも、この意味においてその大意は明らかである。ただしこれは福音を信じる者について言ったのである。信じない者にとっては、これは到底理解できない謎である。そのため、福音を信じない者にこれを解き明かすことは到底不可能である。同時に、信者でありながらこれを理解できないのは大きな恥辱である。これを理解できない者は信仰の道においては乳幼児である。なぜなら、この両節はまさに福音の根本を説明したものである。

この両節を見ると、説明の仕方は二十四節と同様にきわめて簡潔である。二十四節が十二語からなることは前の講義で述べたが、さらに二十五節を見ると二十三語からなり、二十六節は二十六語からなっている（冠詞を数えなければこの数はさらに減る）。大きな真理——福音の真髄——を説明したものとしては非常に簡潔である。つまり、これは真理の結晶を並べただけのものであつて、その個々の結晶については何らの解説も加えていないの

である。つまりこれは真理の提示であつて、その説明ではない。そのため、読む者はこれに説明を加えて読むよりほかに道はないのである。

前に述べた通り、この両節は二十四節に出た「贖い」の説明である。そしてその中でまず明確なことは次の三つのことである。

一、神はイエスによつて罪人のための宥めの供物とされたこと。

二、神は今までは寛大であつたが、今はついにその義を現すに至つたこと。

三、そして右の目的は、信じる者を義とするともに、また神ご自身が義となるためであること。

細かい点は別として、この三つだけはこの両節を読んで直ちに理解できることである。このように、まず明らかにすることを先に認めておくことは、全体を理解する上で大いに役立つのである。

次に、上に掲げたこの両節の翻訳の大意を述べたい。この全体をすぐに理解することは、多くの人にとってはたぶん困難であると思う。そのような人は、まずその始まりと終わりにだけに注意を向けると便利である。つまり、「神はイエスを立てて宥めのささげ物とされた」という最初の文についてまず考え、次に最後の「これは神ご自身が義であり、そして同時にまたイエスを信じる者を義とするためである」の文について考えるのである。この二つの意味が分かり、そしてそのつながりが分かれば、その中間の言葉の意味もおおよそ分かってくるのである。

「神はイエスを立てて宥めのささげ物とされた」とは何を意味する言葉であらうか。「宥め」とは誰が誰を宥めることを意味するのだろうか。神が人を宥めることを意味するのではないことは明らかである。なぜなら、これ

をこの世の親子の関係において見るとき、子が悪いことをして、しかも怒っている場合、親から子を宥めるということはできないからである（ひどく愚かな親でなければ、このような無分別なことは決して行わない）。神と人との間に距離ができたとしても、しかもそれが人の罪に原因を持つものであれば、到底神から人を宥めるということがあり得るはずはない。

それなら、人から神を宥めるのに相違ない。それなら、神は宥められて初めて人の罪を赦すものだろうか。もしこの宥めがないとすれば、神は永久に人を赦すことができないのか。そのときは、神を愛の神と呼ぶことができるだろうか。宥められて初めて赦すような神は、残虐な暴君のようなものではないか。宥めのささげ物などではなくても、自由に人の罪を赦し、義ではない人を義とすることができてこそ、神は愛の神である。それなのに宥めを必要とするとはなぜか、と疑問は強く起こらざるを得ない。しかし、古くから多くの優れたキリスト教徒が主の十字架を「宥めのささげ物」として見たのは事実である。ルターもそうであり、カルヴァンもそうであり、クロムウェルもそうであり、ミルトンもそうであり、バンヤンもそうである。その他、彼らと信仰を同じくした者は無数である。彼らは一様に、キリストの十字架がなければ罪の赦しがあるはずがないと信じたのである。

このことについて、ここで少し考えてみたい。子が親に対して罪を犯した場合に、子が謝罪したからといって親はすぐに赦すべきであろうか。この際、親がすぐに、そして簡単に赦したならば、子はそれに甘えて、その後は平気で罪を犯すことになる。つまり、一言謝罪しさえすれば必ず赦されると子が親の心を読むようになる時は、子は平気で罪を犯し、数悔いることなく、ただ口先で謝罪することになるだろう。もしこの際、親が子の罪のた

めに大きな苦しみを受け、この苦しみがあつてのち、初めて赦すことができるということであれば、子は自分の罪の恐ろしさを悟つて、本当の悔い改めをし、以後は決して罪を犯すまいとの決心を起こすに相違ない。それなら、親は愛のためにかえつて軽々しく子を赦すことはできない。子のことを考える親としては、子がますます悪に沈むような道を取ることはできない。子が再び悪に陥らないような道を取るのは、親としては当然のことである。これは言うまでもないことである。

これを国家のことにおいて見るのも同様で、すべての犯罪者をただ悔いたという一つのことだけで赦したならばどうなるか。彼らはますます安心して悪を行い、そしてそのたびに口先の悔い改めをして済ますだろう。これでは国家の秩序は失われ、悪人が横行する世と化することは当然である。ここに殺人者がいたとせよ。彼は犯行の後、おそらく悔いるだろう。しかし、悔いたという一つのことだけをもちて直ちにこの殺人者を赦したならば、その結果はどうなるか。主権者の威厳は失われ、国法の權威は落ち、犯罪は全国に満ちて、国を挙げて無秩序の状態に陥るだろう。そればかりでなく、このように簡単に赦されることは犯罪者彼自身にとって大きな不幸である。これでは到底本当の改心は起こらない。そしてさらに悪を重ねることになりやすい。ここにぜひとも刑罰の必要がある。これは彼の本当の改心のために必要である。いや、殺人者であつて本当に改心したならば、その犯した罪の恐ろしさに震えて、むしろ自ら死を願ひ、それによつてその犯行の申し訳をするとともに、国法が固く維持されることをあくまで望むことは確実である。

神は軽々しく罪ある者を赦すことができない。彼がもし罪人を無条件で赦すならば、彼の威厳は失われ、彼の

公義の權威は落ち、彼の宇宙の秩序は破れるに至る。つまり神は神ではないものとなってしまふのである。神の威嚴はぜひと保たれねばならない。彼の公義の權威はぜひと保たれねばならない。彼の宇宙の秩序はぜひと保たれねばならない。神はぜひと神でなくてはならない。だから「罰」はぜひとなくてはならない。公義はぜひと維持されねばならない。公義は嚴として立つ。神であっても公義を宇宙の外に排除し去ることはできない。だから公義は神をも縛るのである。彼は公義を自ら立てて、その公義に縛られるのである。あたかも一国の主権者が自ら憲法を立てて、この憲法に縛られるようなものである。この公義がある以上、神はただ罪を赦すことはできない。罰は当然伴われねばならない。言い換えれば、神は義をもつて人の罪を赦すほかない。それだけでなく、軽々しく罪が赦されることは罪人自身にとって不幸である。彼はこのために罪を軽視し、安心して罪を犯すに至り、ますます罪の樂しみにふけるという悪い結果を生む。だから神は罪人をただ赦すことはできない。これは神が神であるため、公義維持のため、また罪人自身のために極めて必要なことである。

神は罪人を赦そうと望む。しかし罰なしには赦すことができない。もし罪人に対して正当な罰をもつて臨むならば、人類は誰一人として滅亡の悲運を免れることができない。しかしながら、これ神の人に対する愛の忍びがたいところである。義のためには罰しなければならぬ、愛のためには赦したいと思う。滅ぼすべきか生かすべきか、永遠の死か永遠の生か、永遠の否定（ノー）か永遠の肯定（イエス）か、永遠の暗黒か永遠の光明か、永遠の呪いか永遠の祝福か、永遠の悲しみか永遠の喜びか、永遠の絶望か永遠の希望か……いずれを選ぶべきか、ことは非常に困難である。一つを選ぶときは他方を捨てねばならない。他方を捨てて初めて一つを選ぶことがで

きる。義を立てるか愛を行うか、この相容れない二つを一つに収めることは、あたかも火と水とを抱いて両方の完全さを図るようなものである。これは人には到底できないことである。ところが、「人にはできないことが、神にはできるのです」(ルカの福音書18章27節)。神はそのひとり子を世に遣わし、彼を十字架につけ、彼において人類のすべての罪を永遠に処分し、それによって人の罪が赦される道を開き、私たち彼を信じる者は、彼において罪を罰せられ、彼において義とされ、彼において復活することができると至ったのである。本当に人の思いを超える偉大な知恵である。ああ、神の知恵と知識の富は深いことか。彼はこの非常に困難な疑問を、そのひとり子の降誕と受難とによって見事に解かれたのである。そのために義も立ち、また愛も行われる。罪は罰せられ、そして赦される。人は滅ぼされ、そしてまた永遠に生きる。人はキリストにおいて永遠に滅ぼされ、そしてキリストにおいて永遠に生きるのである。

このことを認めた上で、上に掲げた翻訳の最後の句である「これは神ご自身が義であり、そして同時にまたイエスを信じる者を義とするためである」に対する時は、その意味は明瞭となる。つまり、神はイエスを立てて宥めの供物とされた。彼を十字架につけ、それによって彼において人を罰するとともに、また人を義とされた。つまり、彼は自己の義を現して人類を罰するとともに、人類の罪を赦してこれを義とする道を開かれた。罰することと赦すこと、罪に定めることと義とすること、二つのことをキリストの十字架によって同時に行った。つまり、「神ご自身が義であり、同時にイエスを信じる者を義とするため」である。自己の義を現すと同時にまた人を義とするのである。しかしなぜ「人類全体」と言わずにただ「イエスを信じる者」と限ったのか。もちろん原理と

してはすべての人が十字架において義とされた。しかし原理は個々のケースに適用されて初めてその価値を生じる。つまり、キリストを信じる個々の人が事実上義とされるのである。つまり、罪を悔いて神に立ち返り、主イエス・キリストを信じて従うに至つてのみ、人は初めて神に義とされるのである。信仰によつてのみ、この特殊の義——つまり義ではないのに受ける義——を自分のものとすることができるのである。

だから主の十字架は、天と地との隔てを除く唯一の道である。十字架は地に立つてその頂は天の高さにまで届いているのである。十字架があるために神は自由に人を赦し、人を義とすることができるに至る。そして人は罪の消去のために神から自分を隔てるものを除かれて、恐怖を去り、はばかりことなく恵みの座に進むことができるに至る。つまり神と人との間の隔離は十字架によつて除かれたのである。そのために神と人とは公然と近づくことができるに至つたのである。本当に罪は恐ろしいものである。これがあつては神と人とは離れまいとしても離れざるを得ない。この罪が消去されて初めて神と人との間に平和は生まれる。そして人はその罪が神のひとり子の死に値するほど重大なものであることを知つて、以後は罪を犯すまいと努めるに至る。恵みに甘えず、かえつて平和と希望と光明との与える歓喜のために、感謝の捧げ物をする生涯を送ろうとするに至る。本当に祝福されるべきは主の十字架である。

今や人は往々にして言う、神は愛であるから悔い改める者は直ちに赦される、何ら十字架の贖罪を必要としな
いと。しかしこの種の言葉はただもつともらしい理屈であるというにとどまつて、何ら生きた生命の事実に触れないものである。このような浅い理屈による安心のようなものは、口先だけの遊びにすぎない。人の罪とは本当

に底深いものである。そのためにはぜひとも贖いが必要である。これは神の公義の求める所であり、また人類の本能的な要求である。キリストの贖罪があるために、神は自ら義であり得、また同時にキリストを信じる者を義とすることができるのである。「神は、キリスト・イエスを……宥めのささげ物として公に示されました」。深いことか、尊いことか、このことは。

以上の通り、二十五節、二十六節の始まりと終わりを知る時は、その間に挟まれた一つの觀念の意味は自然と明らかになるのである。「これは一つには、神が忍耐の中でこれまでの罪を見逃されたことについて、その義を現すためである」。キリスト以前の人類の間にも神の刑罰はある程度まで行われていた。しかしその罰はその罪に比べればきわめて軽かった。もし神が人類に向かってその罪に相当する罰をもつてするならば、たちまち全人類の滅亡があるのみであった。ところが、このことがなくて罰は軽く、恵みは重かった。しかし神を知らない彼らは神のこの寛容を悟らず、罪を死に値するような恐るべきものとは思わずに、ますますこれにふける様子を示した。今日、人が神の罰という言葉聞いても深く心に留めないのは、まさにこの精神と同じものである。しかしながら、これはこの上ない大きな誤りである。罪の報酬は死である。罪がある所、死は必ずあるべきである。それならなぜ人類は早くにすでに滅亡しなかったのか。答えて言う、これは神の寛容によると。つまり「忍耐の中でこれまでの罪を見逃され」たのである。そしてこの寛容は、別の方法によって人類を罰しようとされていたためである。つまり時が来るや、彼はそのひとり子を人の姿で降らせ、その十字架の死によって人類の深い罪を処分されたのである。つまり「その義を現すため」である。

また「今の時にその義を現すため」である。いよいよ時が来てキリストの降誕となり、その十字架の死となつて、ここに神の義が現されたのである。だから人はみな、ただキリストを信じる信仰のみによつて義とされて生きるに至つたのである。こうして義と愛とが共存することができた。神は十字架のゆえに罰し、かつ赦し、滅ぼし、かつ救うことができるのである。義の範囲において憐れみを施すのは、父なる神の明らかな特徴である。

以上の通り、救いは専ら神により人によらない、信仰により行いによらない、本当に絶対的な恵みである。だから人には一つも誇る所はない。これがパウロが2節において「それでは、私たちの誇りはどこにあるのでしょうか。それは締め出されました。」(ローマ人への手紙3章27節、新改訳2017)と断言し、以下これを詳しく説明した理由である。行いによつて義とされるならば、義とされた人は誇ることができよう。しかし、誰であっても行いでは義とされず、ただ信仰のゆえに義を与えられるのであれば、人は少しも誇ることができないのである。